

国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務 委託事業者選定に係る審査基準

1. 趣旨

この審査基準は、「国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、事業者の選定が客観的に公平かつ厳正に行われるよう評価点の算出方法及び事業者の選定方法を定めるものである。

2. 審査委員会

「国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託事業者選定審査委員会設置要綱（令和7年要綱第25号）」（以下、「設置要綱」という。）にて定めた「国分寺市健康ポイントアプリ導入及び運用業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が事業者選定の審査を行う。なお、提案者が1者のみの場合でも審査を行うものとする。

3. 審査方法

審査は、書類審査による第一次審査後、プレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査を行う。

4. 第一次審査（最高得点 50 点）

（1）審査の進め方

第一次審査は、参加者の能力及び見積価格等について書類審査を行う。

（2）審査の内容

① 書類審査

事務局が以下の基準に基づき点数を算出し、審査委員会の承認を経て決定とする。

② 評価項目・評価基準

本審査基準別紙のとおり

③ 採点方法

本審査基準別紙に基づき採点する。

(3) 第二次審査対象の選出について

(2) ①に基づき決定した得点が6割以上の者のうち、上位3者以内を第一次審査通過者とする。

(4) 参加者の得点が同点となった場合の取り扱い

参加者の得点が同点となった場合には、対象となる参加者の見積価格の低い順で第二次審査に進む者を選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。

5. 第二次審査（最高得点 140 点）

(1) 審査の進め方

第二次審査は、審査委員会に対するプレゼンテーション及びヒアリング（説明 15 分以内、デモンストレーション 5 分以内、質疑 10 分程度）により行う。

(2) 審査を行う者

第二次審査は以下5名をもって行う。

- ① 委員長 （政策部長）
- ② 副委員長 （総務部長）
- ③ 委員 （健康部長）
- ④ 委員 （福祉部長）
- ⑤ 委員 （デジタル行政推進室長）

(3) 審査の内容

① プレゼンテーション

プレゼンテーション審査については、以下の基準に基づき点数を算出し、得点とする。

② 評価項目・評価基準

本審査基準別紙のとおり

③ 採点方法

本審査基準別紙に基づき採点する。

6. 全体の点数配分と決定方法

(1) 全体の点数配分

審査区分	評価項目	配点
第一次審査	業務評価	40
	価格評価	10
	小計	50
第二次審査	内容評価	125
	ヒアリング (企画提案書・プレゼンテーション)	15
	小計	140
合計		190

(2) 優先交渉権者の選定方法

第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。ただし、優先交渉権者及び次席者ともに第一次審査と第二次審査の得点がそれぞれの審査において6割以上を得ていることを条件とする。

(3) 総合得点において、同点により1者を選定できない場合の取扱い

総合得点において、同点により1者を選定できない場合は、第二次審査の得点により決するものとする。それでもなお1者を選定できない場合は、見積価格の低い順により決するものとする。

7. その他

本プロポーザル終了後に仕様書等の要件を満たすことができないことが判明した場合には契約締結を行わないものとし、次席者と契約締結の交渉を行う。